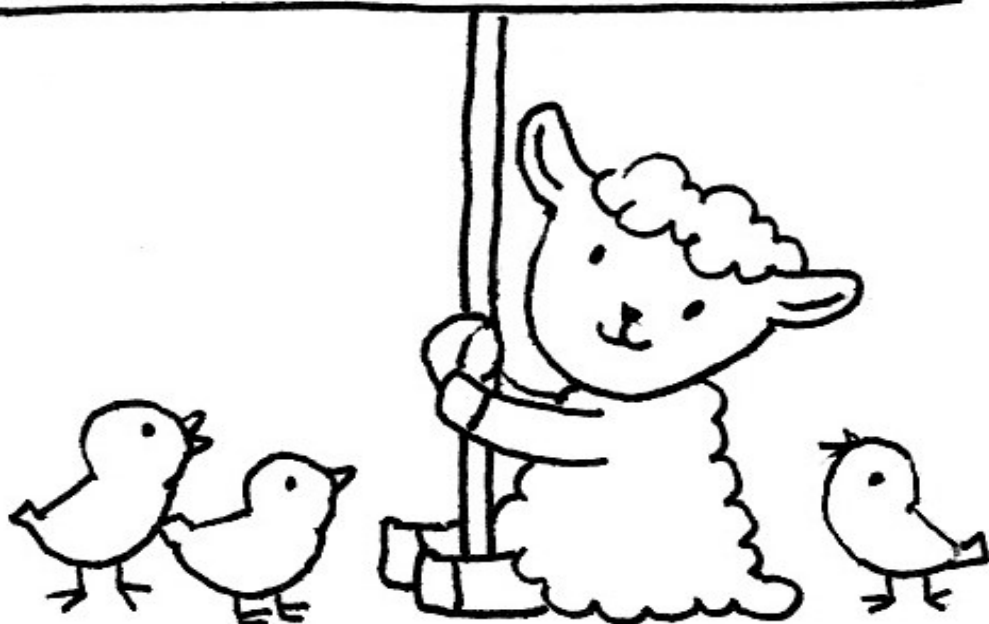


2024年度
小規模保育事業
大阪YWCAこひつじほーむ
園生活のしおり
～重要事項説明書～

〒535-0002
大阪市旭区大宮4丁目23-18
アーバンライフ大宮1F

☎06-6923-8667 (代表/ひよこほーむ)

06-6953-1305 (ほとほーむ)



社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会
大阪YWCA大宮保育園本園(連携園)連絡先
〒535-0002
大阪市旭区大宮5丁目7番15号
☎06-6955-5931

児童憲章

(昭和 26・5・5)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利条約

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。戦争に巻きこまれてしまったり、防げる病気で命をうしなってしまうたり、つらい仕事で1日が終わってしまったら…世界には厳しい暮らしをしている子どもたちがいます。

「子どもの権利条約」は、そんな子どもたちをはじめ、世界中の子どもたちの強い味方です。

1 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

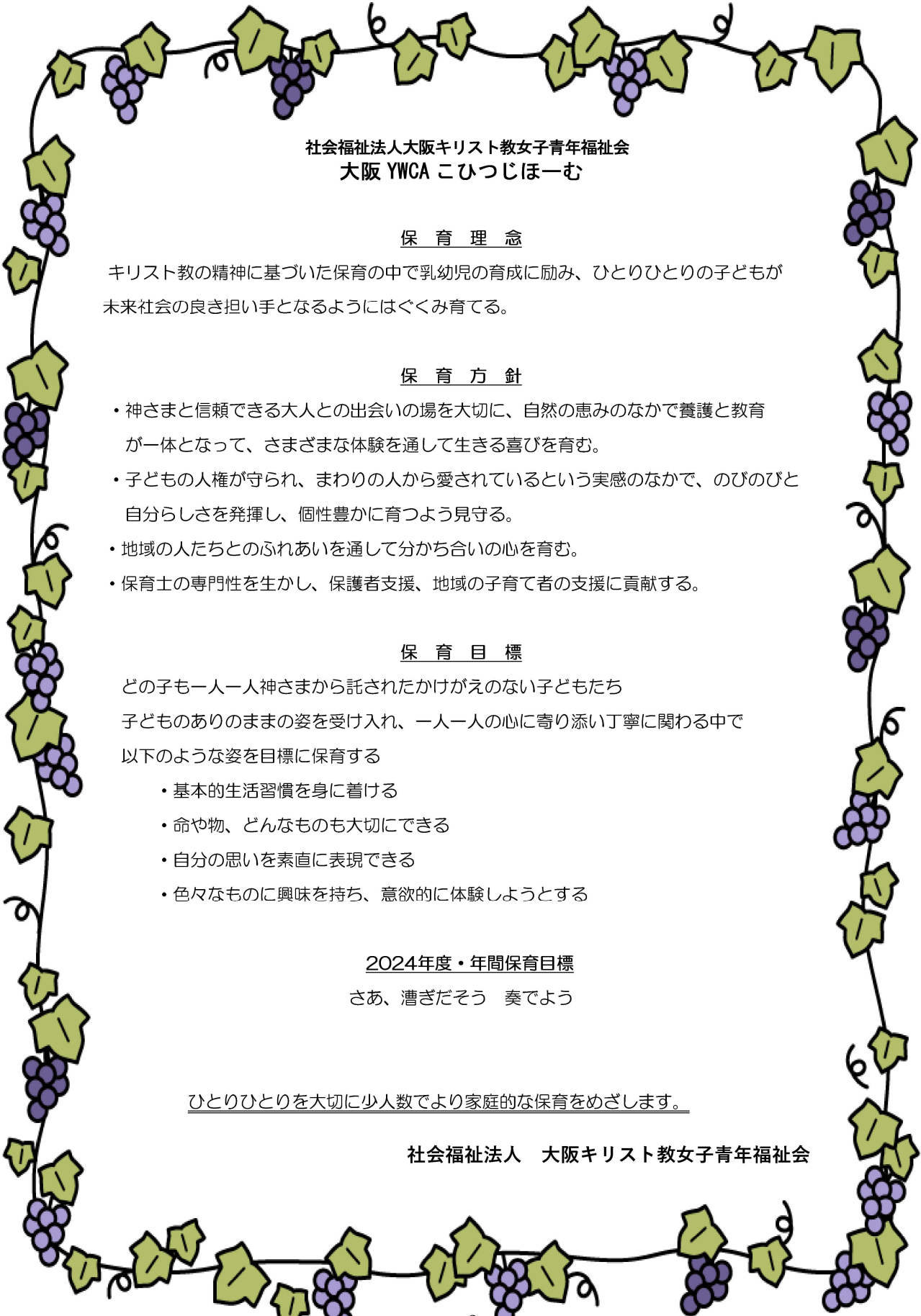


あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利



自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。



社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
大阪YWCA こひつじほ一む

保 育 理 念

キリスト教の精神に基づいた保育の中で乳幼児の育成に励み、ひとりひとりの子どもが未来社会の良き担い手となるようにはぐくみ育てる。

保 育 方 針

- ・ 神さまと信頼できる大人との出会いの場を大切に、自然の恵みのなかで養護と教育が一体となって、さまざまな体験を通して生きる喜びを育む。
- ・ 子どもの人権が守られ、まわりの人から愛されているという実感のなかで、のびのびと自分らしさを発揮し、個性豊かに育つよう見守る。
- ・ 地域の人たちとのふれあいを通して分かち合いの心を育む。
- ・ 保育士の専門性を生かし、保護者支援、地域の子育て者の支援に貢献する。

保 育 目 標

どの子ども一人一人神さまから託されたかけがえのない子どもたち
子どものありのままの姿を受け入れ、一人一人の心に寄り添い丁寧に関わる中で
以下のような姿を目標に保育する

- ・ 基本的な生活習慣を身に着ける
- ・ 命や物、どんなものも大切にできる
- ・ 自分の思いを素直に表現できる
- ・ 色々なものに興味を持ち、意欲的に体験しようとする

2024年度・年間保育目標

さあ、漕ぎだそう 奏でよう

ひとりひとりを大切に少人数でより家庭的な保育をめざします。

社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会

～重要事項説明書～

1 事業の目的・運営方針

社会福祉法人大阪キリスト教女子青年会 小規模保育事業「こひつじほーむ」（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、キリスト教の精神に基づいた保育の中で乳児の育成に励み、一人ひとりの子どもが未来社会の良き担い手となるように育み育てます。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

2 事業運営主体

名 称	社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
所 在 地	大阪市北区神山町 11-12
電 話 番 号	06-6361-0838
代表者氏名	理事長 井上 隆晶

3 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型		
施 設 の 名 称	大阪 YWCA こひつじほーむ		
施 設 の 所 在 地	大阪市旭区大宮 4-23-18 アーバンライフ大宮 1F		
連 絡 先	電話番号 06-6923-8667 (代表/ひよこほーむ) 06-6953-1305 (ひよこほーむ) F A X 06-6923-8667		
管 理 者	園長 宮崎 祐		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認 可 定 員	0歳児 4人	1歳児 4人	
	2歳児 4人	3歳児 0人	
	4歳児 0人	5歳児 0人	
利 用 定 員	満3歳以上の児童	4人	
	満1歳以上満3歳未満の児童	4人	
	満1歳未満の児童	4人	
開 設 年 月 日	2015年4月1日		

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児
2021年度	3人	4人	4人
2022年度	4人	4人	4人
2023年度	3人	4人	4人

4 施設設備の概要

(1) 施設

敷地		86.09㎡
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建のうち1階
	延べ面積	86.09㎡
園庭		地上園庭0㎡ 公園1,994㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	西側保育室：0才児 東側保育室：1、2歳児
ほふく室	0室	
保育室	0室	
遊戯室（ホール）	0室	
調理室	0室	連携園にて調理

5 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

2024年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1	0	
副主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	0	1	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	3	1	2	
保育補助	保育の補助を行う。	1		1	
調理員	15j	0	0	0	連携園にて調理のため

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	基本勤務時間帯（9：30～18：30）
保育士	基本勤務時間帯（7：30～18：30）

- ※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（2017（平成 29）年 3 月 31 日厚労告示 117）を踏まえ、以下の保育 その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

① 給食の提供方法

連携園（大阪YWCA大宮保育園）にて調理します。

② 給食のある日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

*ただし、園外保育などの際はお弁当のご協力をお願いいたします。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時 10 分頃	11 時頃	15 時頃	
1歳児	9時 20 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
2歳児	9時 20 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。

③ アレルギー対応状況

一人ひとりが安心しておいしい給食で健やかに育つよう、また、みんなで食べる喜びを大切にアレルギーに対応した給食を提供します。

- 除去食または代替食にて対応します。
- 食物アレルギーに対して、医師の指示に基づき対応します。
- 食物アレルギー対応の必要のあるお子さんは、「食物アレルギー対応の流れ」（p 15 参照）に沿って対応します。「生活管理指導表」（医師により記入されたもの p 16 参照）と、「アレルギー調査票」（保護者記入 p 17 参照）の提出をお願いします。

- ・初めて口にする食材は、まずご家庭で試してください。
- ・アレルギー対応の解除の際には「除去食物の解除届」を保護者の方にご記入、ご提出いただきます。
- ・月に1回給食会議を行い、栄養士、調理師と園長、主任保育士、担任、及び看護師が、園児のアレルギーの状態や喫食状況を共有しています。献立表の食材料リストをもとにアレルゲンとなる食材を確認しながら、給食の提供について検討、誤食の無いよう配慮しています。
- ・食物アレルギー対応マニュアル有
アレルギーをお持ちのお子さんの保護者と園とのやり取りの流れ、調理室・保育室での配膳の手順、万一の誤食の場合の対処などについて定め、職員に周知しています。
- ・緊急時薬の預かりに関してはご相談ください（医師の指示に基づく）

④ 栄養士の配置状況（連携園の状況）

2024年4月1日現在

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	5	3	2	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 子どもが家庭にいる雰囲気味わえるような少人数の温かい環境の中で保育を行います。
- (5) 地域の中で共に育ち合うことを大切に、子ども一人ひとりのニーズに配慮することを基本的な考え方とし、特別支援教育、障がい児保育を行います。
- (6) 利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条等によって差別的な取り扱いをしません。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、下記は休日又は半日とします。

- (1) 日曜日、祝日・休日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (3) 大掃除（8月と12月：半日保育）

8 保育時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（一日最大11時間）

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、契約時間以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（一日最大 8 時間）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、契約時間以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

翌月分を前月 20 日以降に徴収します。

なお、年度初めに関しては保育料決定後に徴収となりますので 5 月に 4.5 月分を徴収させていただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

〈保育の提供に要する実費に係る利用者負担金〉

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
諸費	園外保育・行事のプレゼント費用など	月額 1,000 円	
個人用園用品代 (実費徴収、 消費税別)	名札	入園時（全園児） 140 円	
	クレヨン	入園時・年度初め（0、1 歳）	350 円
		入園時・年度初め（2 歳）	590 円
	帽子（タレ付き）★	入園時（全園児）	1,210 円
	粘土	入園時（2 歳）	370 円
	粘土ケース	入園時（2 歳）	420 円
	粘土板	入園時（2 歳）	650 円
	のり★	入園時（1 歳）	190 円
	連絡ノート★	入園時（全園児）	200 円
	はんこ	入園時（全園児）	400 円
蓋付バケツ	入園時（新入園児・乳児）	220 円	

* 他に実費徴収が必要な事項が発生した場合は、ご説明の上徴収することがあります。

* 2024 年度

個人用園用品代（★印）：2023 年度より平均 65 円の値上げ。

〈時間外保育に係る利用者負担〉

- ・ 契約時間以外の保育延長をした場合
0 歳児は 30 分毎に 500 円、1、2 才児は 30 分毎に 300 円
- ・ 但し、18 時 30 分を超えた場合は、
0 歳児は 30 分毎に 700 円、1、2 才児は 30 分毎に 500 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。

10 利用の開始について

旭区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

11 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受け入れ先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に変わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 登園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

大阪YWCA大宮保育園

運営主体	社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
所在地	大阪市旭区大宮 5-7-15
連絡先	電話番号 06-6955-5931 F A X 06-6955-5399
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 行事への参加 ・ 代替保育の提供

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に体調急変、事故・怪我、誤食等の緊急事態が発生した場合には、保護者にすぐに連絡します。その後必要に応じて保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡、場合によっては病院を受診します。保護者に連絡がつかない場合でも、状況に応じ病院受診等の対応をさせていただきます場合があります。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備 (マンション)	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無
防災設備 (こひつじほーむ)	・消火器 有 ・非常ベル 有 ・連結送水管 有 (道路) ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・窓全面に飛散防止フィルム
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

<緊急連絡メールシステムについて>

災害時や、急な悪天候による行事の中止や時間変更について、一斉送信メールでご連絡しています。メールアドレスのご登録が必要です。メールアドレスが変わった場合にはお知らせください。

<災害時の対応について>

①風水害の場合

- ☆**暴風警報**や**特別警報** (大雨・暴風・波浪・暴風雪・大雪) が発表された場合は臨時休園となります。また、大阪市が河川氾濫の「**警戒レベル3 (高齢者等避難)**」以上を発令した場合も臨時休園となります。
- ☆当日警報の発令が予想される場合は、無理に登園せず、可能な限り家庭保育のご協力をお願いします。
- ☆保育中に各警報発令等の状況となった場合も臨時休園となりますので、状況が悪くなる前に速やかにお迎えをお願いします。

警報解除後の保育受け入れについて

- ・午前7時までに解除された場合は開園します。ただし、警報解除の時間帯によっては、通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合があります。
- ・午前7時以降に解除され、気象状況や保育園及び周辺の状況に危険がないと判断した場合は、2時間後より保育の受け入れを開始します。ただし給食調理が整わないため、お弁当持参あるいは自宅で昼食を済ませたからの登園となります。

②地震の場合

☆保育開始前に大阪市内 24 区いずれか 1 区でも**震度 5 弱以上**の地震が発生した場合は臨時休園となります。

保育終了後に発生した場合は、翌日は臨時休園となります。

☆保育中に震度 5 弱以上の地震が起こった場合は臨時休園となりますので、速やかにお迎えをお願いします。

③津波

☆津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示が発令された場合、臨時休園となります。

15 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 2 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 全職員で保育のふりかえりを実施

16 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	大阪旭こども病院
医院長名又は医師名	木野 仁郎 医師
所在地	大阪市旭区新森 4-13-17
電話番号	06-6952-4771

(2) 歯科

医療機関の名称	松島歯科
医院長名又は医師名	松島 諒 院長
所在地	大阪市旭区森小路 2-16-15
電話番号	06-6951-5166

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	中村医院
医院長名又は医師名	中村 浩 院長
所在地	大阪市旭区大宮 3-6-21
電話番号	06-6955-4567

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 高木 香 ・ご利用時間 8:30 ~ 18:30 ・電話、FAX番号 06-6923-8667 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	林 尚俊	電話番号は苦情解決のお知らせに記載しています。
		日本基督教団 森小路教会 牧師

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター） 保育園の管理下で園児の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行うもので、国、園、保護者の三者負担による互助共済制度です。現在、保護者分も園が負担しています。 申請は園が行いますが、受診した病院からの証明は保護者が受け、所定の用紙にて園にご提出いただきます。用紙は園にありますので該当する場合はお声掛けください。
園児・職員事故対策共済制度（大阪市私立保育連盟） 大阪市私立保育連盟加入施設の園児ならびに連盟が承認した法人・施設の職員の事故に対する共済制度。園内生活中に園児・職員が被った事故による死亡及び後遺障害、又は障害による入院および通院に対して共済給付（障害給付金・死亡見舞金）を行います。

※この他、個人で加入できる『キッズガード 園児総合保障制度』もご案内しています。

入園・進級の際の書類をご確認の上、ご利用の場合はお申し出ください。

19 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況		
自己評価の実施状況	毎年度実施	

20 子ども・子育て支援法第51条第2項、若しくは第4項又は

第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨適正運営をしていない等により大阪市長より勧告・命令等を受け、その旨を公表・公示された事実はありません。



保育園からのおねがいごと

- ◎ 朝食はしっかりとってきましょう。
- ◎ 睡眠はたっぷりとりましょう。
- ◎ 排便はすませて、登園しましょう。

<欠席の連絡>

欠席や遅れて登園の場合は当日の9時00分までに連絡をお願いします。

<登降園・担任との引継ぎ>

- ①登降園の引率は原則として保護者または成人の方をお願いします。
- ②登降園の際にはタブレットにて登降園時間・体温・体調などの登録をお願いします。
(登園時は検温後・降園時はお迎えに来られてすぐ、登録して(タッチして)下さい。)
- ③登園の際は、必ず保育士にお子様をお引き渡しください。
- ④送迎がいつもの方と異なる場合は必ずご連絡ください。連絡がなければお引き渡し出来ないなどトラブルのもとになる場合がありますのでご協力をお願いします。

<お車の利用について>

車での登降園は禁止です。保護者または園児の怪我、体調などの理由の場合はお申し出ください。

<半日保育のご協力お願い>

行事などで半日保育となる場合もあります。半日保育(大掃除・親子遠足)

<提出物、書類の変更などについて>

- ①緊急連絡先 保育中にケガや発熱が生じた場合、緊急に連絡が必要なことがありますので、緊急連絡先が変更になった場合は必ずお知らせください。
- ②異動届 勤務先の変更、退職・転職、住所変更などはすみやかに異動届(p18参照)を提出してください。また、育児休業に入られる前と復職した後は、復職(予定)証明書も提出してください。
- ③薬連絡票 保育園での投薬は原則として禁止です。
例外として、医師の処方箋のもので、あと1回程度で治るような場合のみとします。その場合、薬連絡票(p19参照)を提出し、担任又は担任の不在の場合は他の職員に必ず手渡しして下さい。
- ④登園に関する意見書 感染症などの病気の場合、医師の指示に従い、学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書(p20参照)を頂いて園長の許可のもとに登園してください。(園にも用紙があります)

<その他>

- ①各自の全ての持ち物に、名前を大きくはっきりと書いてください。(衣類、靴下、靴等)
- ②当園の敷地内はすべて禁煙です。
- ③利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。



(★は毎日持ってくるものです)

【0歳】

肌着（季節に合ったもの・ロンパースは避けてください）・着替え（5組ほど）・スタイ
外遊び用トレーナー・ジャンパー（フード無し、少し大きめで自分で着脱しやすいもの）
おしめ（20枚程度）間違いを無くすため、名前が見えるように重ねてください。

おしめカバー（6枚程度、体の大きさに合ったもの）

おしめ替えマット（60cm×40cm、洗い替えに2枚程度）

敷布団・掛け布団（季節に応じて調整）

哺乳瓶（プラスチックのもの。滅菌庫に保管して使います）

シャワー用タオル（フェイスタオルの大きさ）

★コップ（持ち手が1つのシンプルなもの、中が見える透明のもので深くないもの）

★エプロン3枚（食事用1枚、おやつ用2枚）

★口拭き用タオル3枚（15cm×15cm以上のハンドタオル）

★ビニール製の巾着袋大・小1つずつ

大：汚れた服などを入れるための物（35cm×30cm程度）

小：給食・おやつ等で使ったエプロン・おしぼり・コップ用として

★おしめ・パンツ用の汚れ物袋（ビニール袋→蓋付きバケツの中に入れて使います）

◎持ち物には、いずれもしっかりとわかりやすく名前を書いてください。

【1歳】

肌着（季節に合ったもの）・着替え（3組ほど）

外遊び用トレーナー・ジャンパー（フード無し、少し大きめで自分で着脱しやすいもの）

布おしめ（20枚程度）・おしめカバー（6枚程度、体の大きさに合ったもの）

おしめ替えマット（60cm×40cm、洗い替えに2枚程度）

敷布団・掛け布団（季節に合ったもの）

シャワー用タオル（フェイスタオルの大きさ）

★コップ（持ち手が1つのシンプルなもの、中が見える透明のもの）

★エプロン3枚（食事用1枚、おやつ用2枚）

★口拭き用タオル3枚(15cm×15cm以上のハンドタオル)

★ビニール製の巾着袋大・小1つずつ

大: 汚れた服などを入れるための物(35cm×30cm程度)

小: 給食・おやつ等で使ったエプロン・おしぼり・コップ用として

★おしめ・パンツ用の汚れ物袋(ビニール袋→蓋つきバケツの中に入れて使います)

★パジャマ: 子ども達が自分で着脱しやすい物を自分で開け閉めできる布製の巾着袋に入れてください。

【2歳】

肌着(季節に合ったもの)・着替え(3組ほど)

外遊び用トレーナー・ジャンパー(フード無し、少し大きめで自分で着脱しやすいもの)

布おしめ(10枚程度)・トレーニングパンツ(5~8枚程度)・おしめカバー(午睡時使用する場合、2枚程度)

*トイレトレーニングの進み具合によって、必要ないものもあります。要相談。

おしめ替えマット(60cm×40cm、洗い替えに2枚程度)

敷布団・掛け布団(季節に応じて調整)

掛け布団(季節に合ったもの)

シャワー用タオル(フェイスタオルの大きさ)

★コップ(持ち手が1つのシンプルなもの、中が見える透明のもの)

★口拭き用タオル2枚(15cm×15cm程度のハンドタオル)

★スプーン・フォーク

★スプーン・フォークを入れる袋(布製の巾着)

使用したものをそのまま入れて持ち帰るので、洗い替えが必要)

★ビニール製の巾着袋大・小1つずつ

大: 汚れた服などを入れるための物(35cm×30cm程度)

小: 給食・おやつ等で使ったエプロン・おしぼり・コップ用として

★おしめ・パンツ用の汚れ物袋(スーパーの袋→蓋つきバケツの中に入れて使います。)

★パジャマ: 子ども達が自分で着脱しやすい物を自分で開け閉めできる布製の巾着袋に入れてください。

◎全員共通: 避難服

万が一災害で園での滞在が長くなった場合の為に予備としておむつ・下着・服など一式を袋に入れて園に置いておきます。(季節に応じて中の服を替えて頂きます)



《食物アレルギー対応の流れ》 しおりのp5に記載があります。

当園では食物アレルギーについて下記のような流れで対応させていただきます。

入園にあたっては、入園説明会から給食が始まるまでの間に面談を2回予定しています。

面談1回目（入園決定後）

入園説明会時に、下記の書類について説明してお渡しします。入園式までにご準備下さい。

- ① 生活管理指導表（主治医が記入するもの。病院の受診が必要です。）
- ② アレルギー調査票（保護者が記入するもの。ご家庭でご記入下さい。）

上記①、②の書類提出

当園にて書類を確認し、個別対応内容を検討し、具体的な対応内容を検討・決定します。

面談2回目（個別対応内容の説明）

決定した個別対応内容について、説明いたします。

慣らし保育お迎え後に時間を頂戴します。詳しい時間はお声かけします。

食物アレルギー対応献立の確認（毎月）

翌月の献立表をご確認いただき、署名（サイン）をお願いします。

変更に関わる申し出

除去食物の解除や追加、個別対応内容の変更がある場合等、必要に応じて申し出ください。

保護者の方に準備していただくもの

除去食変更時：生活管理指導表（主治医が記入したもの）

除去食解除時：除去解除申請書（保護者が記入したもの）

個別対応内容変更に伴う説明

除去食物の解除や追加等、お子様の状態や施設での対応に変更があった場合にプランを変更します。変更した個別対応内容について、説明いたします。

次年度の準備（2～3月頃）

保護者の方に準備していただくもの

- ① 生活管理指導表（主治医が記入したもの）
- ② アレルギー調査票（保護者が記入したもの）

《卒園や転園される場合》

入学先の学校や転園先でも特別な配慮が必要な場合、状況に応じて引き継ぎや情報共有の方法などを保護者の方と相談させていただきます。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ か月) _____ クラス _____ 保育所 _____

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って、医師が作成するものです。

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病 型	治 療	療 養	保 育 所 で の 生 活 上 の 留 意 点	緊 急 時 保 護 者 名	保 護 者 記 入 欄 1
A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの誘因(アレルギー)の発生状況 2. 即時型 3. その他 (新生児乳児用化着アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)	1. 食物 (種類) : _____ 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・アレルギー) : _____ B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (種類) : _____ 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・アレルギー) : _____	1. 食物 (種類) : _____ 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・アレルギー) : _____ C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの(アレルギー)の除去の程度(除去の程度) : _____ D. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの(アレルギー)の除去の程度(除去の程度) : _____	A. 給食・配乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC・補及及び下記D・E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 (下記該当品にO、又は()内に記入) エルブナーHP・ニューMA-1・MA-mt・ベネチエクト エルメンタルフォーミュラ その他 ()	*保護者名 電話(住所) ① () ② () ③ ()	*緊急連絡先(保護者) : _____ 保護者連絡先(保護者) : _____ 保護者連絡先(保護者) : _____ 保護者連絡先(保護者) : _____
▼ アナフィラキシー 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーチャック 6. 大豆 7. コメ 8. ナッツ類* 9. 卵殻膜* 10. 軟体動物類* 11. 魚類* 12. 果類* 13. 野菜類* 14. 果樹類* 15. その他	1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーチャック 6. 大豆 7. コメ 8. ナッツ類* 9. 卵殻膜* 10. 軟体動物類* 11. 魚類* 12. 果類* 13. 野菜類* 14. 果樹類* 15. その他	1. 鶏卵 : _____ 2. 牛乳・乳製品 : _____ 3. 小麦 : _____ 4. ソバ : _____ 5. ビーチャック : _____ 6. 大豆 : _____ 7. コメ : _____ 8. ナッツ類* : _____ 9. 卵殻膜* : _____ 10. 軟体動物類* : _____ 11. 魚類* : _____ 12. 果類* : _____ 13. 野菜類* : _____ 14. 果樹類* : _____ 15. その他 : _____	1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限() 3. 調理活動時の制限() 4. その他()	保護者名 _____ 電話 _____	緊急時連絡先(保護者) : _____ 緊急時連絡先(保護者) : _____ 緊急時連絡先(保護者) : _____ 緊急時連絡先(保護者) : _____
▼ 食物アレルギー 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーチャック 6. 大豆 7. コメ 8. ナッツ類* 9. 卵殻膜* 10. 軟体動物類* 11. 魚類* 12. 果類* 13. 野菜類* 14. 果樹類* 15. その他	1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーチャック 6. 大豆 7. コメ 8. ナッツ類* 9. 卵殻膜* 10. 軟体動物類* 11. 魚類* 12. 果類* 13. 野菜類* 14. 果樹類* 15. その他	1. 鶏卵 : _____ 2. 牛乳・乳製品 : _____ 3. 小麦 : _____ 4. ソバ : _____ 5. ビーチャック : _____ 6. 大豆 : _____ 7. コメ : _____ 8. ナッツ類* : _____ 9. 卵殻膜* : _____ 10. 軟体動物類* : _____ 11. 魚類* : _____ 12. 果類* : _____ 13. 野菜類* : _____ 14. 果樹類* : _____ 15. その他 : _____	1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限() 3. 調理活動時の制限() 4. その他()	保護者名 _____ 電話 _____	緊急時連絡先(保護者) : _____ 緊急時連絡先(保護者) : _____ 緊急時連絡先(保護者) : _____ 緊急時連絡先(保護者) : _____

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)等より引用 一部改訂 大阪市子ども青少年局

● 厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)等より引用 一部改訂 大阪市子ども青少年局

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所職員全体で共有することに同意します。

保護者署名 _____ 印

異動届兼支給認定変更申請書

令和 年 月 日

(あて先)
施設 長

納へ 入 保 護 者 者	住所	
	氏名	
電話番号		
子どもとの続柄		

次のとおり、届け出ます。

※電話番号は昼間に繋がる番号を記載してください。

施設名	子どもの氏名	生年月日	備 考

あてはまるものにチェックを入れ、必要事項を記入してください。

届 出 事 由			
1	<input type="checkbox"/> 退 所 (園)	退所(園)〔予定〕年月日 令和 年 月 日 退所(園)理由 <input type="checkbox"/> 転出(席) <input type="checkbox"/> 保育事由の消滅 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		旧	新
2	<input type="checkbox"/> 子ども氏名		
	<input type="checkbox"/> 保護者氏名		
	<input type="checkbox"/> 住 所		
	<input type="checkbox"/> 保育事由(※) 続柄:子どもの()	<input type="checkbox"/> 就 労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <small>出産(予定)日: 年 月 日</small> <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就 学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就 労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <small>出産(予定)日: 年 月 日</small> <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就 学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 勤務先(※) 続柄:子どもの()	勤務先名称 所在地 電 話	勤務先名称 所在地 電 話
	保 育 必 要 量 <small>(いづれかに○をつけてください)</small>	(保育標準時間・保育短時間)	(保育標準時間・保育短時間)
3	<input type="checkbox"/> そ の 他		

上記の変更により、保育給付の支給認定変更を申請します。

(2について変更の届出を行う場合は、必ず□にチェックを入れてください)

認定変更事由発生日 令和 年 月 日

※原則、提出日以降となります。

記載事項については、保育給付の支給認定・保育施設利用に関すること及び保育料の決定・徴収に使用させていただきます。

1枚目 (施設提出用)

様式 「与薬依頼票」 しおりのp12に記載があります。

薬 連絡票				
医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので内服をお願いいたします。				
保護者名 _____				
与薬日	年 月 日 ()			
クラス名				
子どもの氏名				
病院名	TEL _____			
処方された日	年 月 日 ()			
病名 (または症状)				
薬剤名・薬の種類				
粉薬 ()	【 】			
水薬 ()	【 】			
錠剤 ()	【 】			
外用薬 ()	【 】使用方法【 】			
その他 ()	【 】			
※ () 内に個数を、【 】内に薬剤名をご記入ください。				
薬の保管	室温 ・ 冷蔵庫			
与薬の時間	食後 その他 ()			
薬剤情報提供書	あり ・ なし			
その他の注意事項				
※ 預かった薬について不明点がある場合、保護者の方に連絡し、確認をさせていただくことがあります。確認が取れない場合は与薬が行えません。ご了承ください。				
※ お薬には必ず名前を記入し、1 回分を手渡しをお願いいたします。				
受取者			与薬者	
			確認者	

大阪 YWCA こひつじほむ 2020.4

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 () [治癒]

第2種感染症 インフルエンザ(A型・B型) 小中学校/高校/大学：発病後5日かつ解熱後2日経過
幼稚園：発病後5日かつ解熱後3日経過

麻疹「解熱後3日経過」

風しん「発疹消失」

水痘「すべての発疹の痂皮化」

咽頭結膜熱「主要症状消褪後2日経過」

流行性耳下腺炎「耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好」

百日咳「特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了」

結核「感染のおそれなし」

髄膜炎菌性髄膜炎「感染のおそれなし」

第3種感染症 流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし] 腸管出血性大腸菌感染症(*) (*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

◆第3種その他の感染症 「①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの」

① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

② アデノウイルス感染症

③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便

この24時間以内に複数回の嘔吐

原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳漱

唾液腺の腫大

[その他の意見:]

平成 年 月 日

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):

2024年度（令和6年度）行事予定

大阪YWCAこひつじほーむ

★印：親子参加行事です 青字：休園日・半日保育の日

2024年度	行 事
4月	・1日（月）★2024年度入園・進級お祝い会
5月	
6月	・7日（金）花の日 ・健康診断（内科・歯科・耳鼻科）
7月	・5日（金）七夕 ・おまつりごっこ
8月	・24日（土）大掃除（半日保育）
9月	
10月	・24日（木）ふれあい動物村 ・★おたのしみ会（親子で身体をたくさん動かして楽しめます） …10/28～11/1のいずれかで
11月	・9日（土）職員研修（半日保育協力お願い） ・22日（金）収穫感謝祭
12月	・25日（水）クリスマス会 ・28日（土）大掃除 半日保育 ・29日（日）～31日（火）年末休園
2025年 1月	・1日（月）～3日（金）年始休園 ・4日（土）通常保育開始 ・17日（金）避難訓練（保護者への引き渡し訓練 伝言ダイヤル体験） ・21日（火）若駒 ・内科健診 ★クラス懇談会
2月	・3日（月）節分 豆まき
3月	・3日（月）ひなまつり ・★親子遠足…3/4～3/7のいずれかで ・26日（水）★卒園お祝い・お別れ会 ・31日（月）2024年度保育終了
2025年度 4月	・1日（火）★2025年度入園・進級お祝い会 進級児：通常保育開始 ・2日（水）新入児慣らし保育開始

毎月の行事・避難訓練（全園児）地震、火災、洪水、雨天時、遅番時等状況を想定して行っています。

- ・★誕生日会（誕生日がいる月）…誕生日の保護者も一緒にご参加ください。

お子さんの誕生日に近い日を相談して決めています。時間は16：00から16：30です。

◎保護者が自由に参加して互いに交流できる場を、パパ会なども含め、状況に応じて実施予定です。

◎日程の決まっているものは記入しています。未定の場合は決まり次第ご連絡します。

◎行事の予定は天候や会場の予約状況などにより変更になる場合があります。

◎親子遠足は0歳児も十分に楽しめるよう、3月に実施しています。

◎個人懇談は必要に応じて呼びかけることがあります。懇談を希望される場合はいつでもお声掛けください。

◎年間通じて保育参加可能です。ご都合の良い時に半日一緒に過ごして下さい。